

令和 7 年度基山町監査計画

基山町監査基準第 7 条の規定により、令和 7 年度監査計画を次のとおり定める。

1 基本方針

監査の執行に当たっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 14 項及び第 15 項に規定する「住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるように」、また、「組織及び運営の合理化、規模の適正化を図る」の趣旨に則り、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、又は事務の執行が合理的かつ適正であるかを重点に置いて監査を行う。

また、個々の財務行為等の是正・改善を求める指摘にとどまらず、効率性・経済性等の視点から評価を行い、意見を積極的に付していき、もって行財政運営の健全性の増進に寄与することを基本方針とする。

2 実施予定の監査等の種類

（1） 定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は事務の執行について、適正かつ効率的に行われているかの監査を実施する。

また、最小の経費で最大の効果を挙げているかという視点から、コスト縮減等の経済性、事務事業の効率性についても、監査を実施する。

（2） 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

会計管理者の保管する現預金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現預金の出納事務が適正に行われているかについて、検査を実施する。なお、定期監査・決算審査の結果・意見についてもフォローする。

また、預金の残高については、全銀行の当該検査月末日の残高証明書で合致しているかを毎月確認する。

（3） 決算審査

ア 一般会計・各特別会計（地方自治法第 233 条第 2 項）

決算、その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執

行、財産管理及び会計の適正性、健全性などについて審査し、意見を付していく。

イ 公営企業会計（地方公営企業法第30条第2項）

決算計数が適正なものになっているか検証するとともに、公営企業の経営成績及び財政状態等について審査する。

また、経済性を発揮し、あわせて公共の福祉を増進するように運営されているかについて審査し、意見を付していく。

（４） 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切に行われているかについて、決算審査と併せて審査を実施する。

（５） 健全化判断比率及び資金不足比率の審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

決算によって導き出された健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているかについて、決算審査と併せて審査を実施する。

（６） その他の監査

監査委員が必要と認めるとき、又は町長等からの要求があるとき等は、次の監査を実施する。

ア 住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）

イ 議会の請求に基づく監査（地方自治法第98条第2項）

ウ 請願の措置としての監査（地方自治法第125条）

エ 随時監査（地方自治法第199条第5項）

オ 町長の要求に基づく監査（地方自治法第199条第6項）

カ 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条）

キ 町長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第243条の2第3項）

ク 公金の収納又は支払事務に関する監査（地方自治法第235条の2第2項）

以上